

ハンセン病の制圧を目指して

1万人に患者1人未満

日本では現在、ハンセン病を発病する人はほとんどいません。しかし、世界保健機構（WHO）の調査によると、全世界でハンセン病と登録されている人の数は、2019（令和元）年12月末時点で約20万人います。

WHOは、1991（平成3）年の第44回総会で、公衆衛生上の問題としてのハンセン病制圧を「人口1万人あたりの患者数が1人未満になること」と定義し、2000（平成12）年までに世界レベルでハンセン病を制圧することを決議し、多くの国で達成されました。

その後、WHOは制圧目標を国レベルに変更し、各国の政府やNGOなどの協力を得て努力した結果、2016（平成28）年の時点で、世界の制圧未達成国はブラジル1か国となりました。

協力して効果的な活動を実践

ハンセン病制圧目標が決められたことにより、ハンセン病の患者が確認されている国の政府は、ハンセン病対策を国の政策の上位に位置付け、必要な予算と人材を投入しました。

ハンセン病問題に取り組んできたNGOも、政府やWHOと協力して、効果的な活動をしています。

早期診断、早期治療により障がいを防ぐ

WHOによると、1985（昭和60）年から約20年間で1,600万人以上の人たちが多剤併用療法によってハンセン病から回復しました。

ハンセン病は、発病後治療を開始するまでに長い時間が過ぎると障がいが残ることがありますが、今では発病後に早期診断され、多剤併用療法で治療することにより、かつてのような障がいが残ることなく治療することが可能となっています。

国際的なネットワーク

世界では、現在でもハンセン病にかかる人が出ています。病気の制圧とハンセン病にかかわる社会問題、さらに人権問題解決のため、国内外でさまざまな組織が活動しています。

日本では、1974（昭和49）年に設立された（公財）笹川記念保健協力財団が、WHOや国際ハンセン病団体連合（ILEP）と協力して世界のハンセン病問題の解決に取り組んでいます。同財団は、医療支援と併せて、ハンセン病回復者やその家族の経済的な自立や教育、人権や尊厳の回復など社会問題にも力を注いでいます。

また、毎年1月最終日曜日「世界ハンセン病の日」には（公財）日本財団のイニシアチブにより、世界に対し「グローバル・アピール」を公表しています。

1994（平成6）年には、これまで自らの経験を語るができなかったハンセン病の回復者たちが集まり、ブラジルで開催された国際セミナーでIDEA（共生・尊厳・経済自立のための国際ネットワーク）を設立しました。

出典：京都人権啓発推進会議「ハンセン病と人権」パンフレット



第279号

2025年6月1日発行

編集・発行

和東町人権啓発課

(人権ふれあいセンター内)

TEL 0774-78-3488

FAX 0774-78-3212





みんなで築こう 人権のまちづくり



6月1日は人権擁護委員の日です！



●人権とは？

「人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利」です。誰にとっても身近で大切なものであり、守られなければならないものです。しかし、現実の社会では、いじめ、暴力、虐待、差別、プライバシーの侵害、セクシュアル・ハラスメント、インターネット上での誹謗中傷など、たくさんの人権問題が発生しています。

●人権擁護委員の日とは

人権擁護委員法が昭和24年6月1日に施行されたことを記念して、毎年6月1日を「人権擁護委員の日」として定めています。

●人権擁護委員とは

人権擁護委員は、国民の基本的な人権を守り、また、人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、法務大臣から委嘱され活動する、民間の方々です。

●和東町の人権擁護委員さん



谷村 修さん 松谷 正樹さん 中井 薫さん

3人とも、とても優しく親身に相談に乗ってくださいます。
●ちょっとした相談事でも構いませんのでどうぞお気軽にご相談ください。

ひとりで悩まず、まず相談を！

人権擁護委員が無料・秘密厳守で相談に応じます。悩みや不安を抱える人々の相談を受け、その問題の解決や解消を援助します。人権にかかわるご相談は、『特設人権相談所』にお越しください。

6月の相談日

月日・・・6月2日(月)・27日(金)
時間・・・午後1時30分～4時
場所・・・人権ふれあいセンター

人権啓発課(人権ふれあいセンター内)でも人権に関わる相談を随時おこなっていますので、お気軽にご相談ください。

お問い合わせ先

和東町人権啓発課
(人権ふれあいセンター)

TEL 0774-78-3488
FAX 0774-78-3212

